

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： まつがね保育園		種別： 保育所
代表者氏名： 酒井 教子		定員（利用人数）： １１０名（９１名）
所在地： 愛知県名古屋市長区松が根台２２１		
TEL： ０５２－８７５－９３２１		
ホームページ： http://myoujoukai.com		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 令和 ３年 ４月 １日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人明星会		
職員数	常勤職員： １４名	非常勤職員： １８名
専門職員	（園長） １名	（栄養士） １名
	（主任） １名	（調理員） １名
	（保育士） １９名	（事務員） １名
施設・設備の概要	（居室数） ６室	（設備等） 園庭・事務所・調理室
		遊戯室・多目的室・駐車場
		屋上プール

③理念・基本方針

★理念

乳・幼児期は、生きる力の基礎が完成されていく大切な時期です。「保育所保育指針」（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、一人ひとりの子どもたちの生命力あふれる豊かな人間性が育つよう保育しています。

★基本方針

安心できる信頼関係を築き、健全な心身の発達をはかる。
友だちとの様々な関わりを経験し、相手を思いやる気持ちを育てる。
人に対する愛情と信頼感が持てるようにする。
自然と触れ合う中で、感動する気持ちを養う。
家庭や地域と連携し、保護者や地域の子育て家庭に対し支援を行う。

④施設・事業所の特徴的な取組

・南側の明るく広い園庭でのびのびと戸外あそびを楽しんだり、見晴らしの良い屋上（幼児プール）や部屋の南側のテラスで水あそびを楽しんでいます。

・花壇や畑でリンゴやサクランボなどの果樹や野菜を育てています。

調理員、栄養士より、栄養素や食材についての話を聞いたり、調理体験を通して食育の活動に取り組んでいます。

年長児はみそ作りをして、出汁を決めて栄養素の中から具材を決めてみそ汁作りをしています。

・毎月１９日頃を食育の日として幼児は保育者がウェイトレスになり、まつながねレストラン（カレーライス）を開催しています。

偶数月はカレーの中に星形のにんじんが入っていると当たりのラッキーにんじん、奇数月は親子で投票用紙に記入して投函する食育クイズを開催しています。

年度末には、ラッキーにんじんが当たった数とクイズに当たった数でもらったシールの数でお菓子のプレゼントがもらえるようにして、子どもたちの楽しみとなっています。

・今までの保育内容を継続しながら保護者の方と共に子どもの育ちについて一緒に考え相談しやすいように努力しています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 ５年１１月 １日（契約日） ～ 令和 ７年 ３月１８日（評価確定日） 【令和 ６年１２月１９日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	初 回 （平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆人材の確保と定着

理事長、事務局長、園長が、保育士養成校への訪問や就職フェアに参加している。人材の定着対策は、業務中に職員の誕生会としてお茶会を開催し、園長から短歌や花束等をプレゼントしている。また、自主参加ではあるが、職員交流会を行い、職員間の親睦を深めている。

◆地域に根付いた文化の尊重

地域交流を公立園の時から引き続いて行い、太鼓やわらべうた等、地域に根付いた文化の継承を大切にしている。古き良き文化に触れる事ができる点は、園の大きな強みと言える。

◆食育の取組み

食育に力を入れ、園内に畑を作り、実際に子どもたちが野菜作りができる環境が整えられている。担任保育士だけでなく、調理員が子どもたちに栄養素や食材についての話をするなど、子どもの「食」への興味や関心を高める工夫をしている。

◆全職員の共通理解

園内で開催する会議を、全員参加の職員会議だけでなく、学年ごとに分けたりして、内容を濃くしつつも理解しやすくしている。時間的に参加が難しいパート職員が、少しでも多く参加できる時間帯に行い、全職員が共通理解できるように配慮している。

◇改善を求められる点

◆理念、保育方針の尊重

家族アンケートでは、「理念、基本方針の保護者周知」についての項目に関し、回答した保護者全員が、肯定（「説明があった」と回答）している。しかし、掲載された文書や掲示物によっては、理念、保育方針の表現に相違がある。これらの文言や表現を統一し、理念、保育方針を大切にしたい保育を行なっていただきたい。

◆理念、保育方針が結びついた職員個々の目標

理念、保育方針、中長期計画、事業計画実現のための一人ひとりの目標となっているか、目標項目、目標水準、目標期限が明確になっているか、という点で改善の余地がある。職員育成のための目標管理の仕組みを検討されたい。

◆働きやすい職場づくり

時間外労働は職員一人あたり、13時間を超えないよう、また年次有給休暇は7日間は取得できるようにしている。計画～保育実践～記録が丁寧に行われている一方で、書類作成等の事務時間が足りず、時間内に終わらないという意見も聞かれた。結果として、持ち帰り仕事を黙認する形になっている。必要な部分と削減できる部分を見極め、職員の負担軽減に努められたい。業務改善を行い、時間外労働の削減や年次有給休暇を取得しやすくする等、働きやすい職場に向けての取組みに期待したい。

◆マニュアルの整備

園の開設から3年目を迎えた若い園のため、マニュアルが整っておらず、準備中の部分が散見された。業務の重要度を考慮して優先順位をつけ、「必要な時に」、「必要な人が」、「必要なところで」手にできるように徐々に整備していくことを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

当園は、公立園から移管し、開設3年目になりましたが、初年度から園舎の建替えに着手し、仮園舎での生活も経て保育所の役割である「安定した人間関係の形成や規則正しい生活リズムの形成を目指した生活」や「遊びの環境づくり」を行ってきました。忙しい中、何よりも「子どもさんの安心安全」を第一に運営して参りました。

今回の評価を改善すべきは改善し、新園舎での新しい環境の中で法人の他2園と合わせ、より一層の保育の質の向上を目指し、職員を含めた体制充実にまい進してまいります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。
※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
Ⅰ-1-（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。			
Ⅰ-1-（１）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1	a ・ ⑥ ・ c	
<コメント> 理念、保育方針がホームページや「保育園のしおり」、リーフレット、「重要事項説明書」にも記載されている。職員には職員会議や研修の中で周知し、保護者には保護者説明会などで説明している。家族アンケートの「理念、方針の保護者周知」では、回答した保護者の全員が肯定している。しかし、掲載物によって理念、保育方針の表現に相違があるため、文言や表現等を統一することが望ましい。			

Ⅰ-2 経営状況の把握

			第三者評価結果
Ⅰ-2-（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅰ-2-（１）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	⑥ ・ b ・ c	
<コメント> 市内の民間保育園の園長会や民間保育所等所長研修会、市からの通達などで社会福祉全体の動向を把握している。市の各種行政計画についても把握し、分析を行なっている。また、資金収支試算表や経営分析のファイルを作成し、経営環境や課題を把握している。			
Ⅰ-2-（１）-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	⑥ ・ b ・ c	
<コメント> 経営課題としては、公立園から移管した民間園として、安定的経営を目指すこと、利用者減への対応、職員確保が挙げられている。職員には職員会議で周知し、毎週行われる理事長、事務局長、園長、主任の会議で、法人全体の状況も共有している。名古屋民間保育園連盟の保育フェスタへの参加や、保育士養成校を訪問して職員を確保するなど、具体的な取り組みも実施している。			

Ⅰ-3 事業計画の策定

			第三者評価結果
Ⅰ-3-（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
Ⅰ-3-（１）-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ⑥ ・ c	
<コメント> 法人として「明星会の将来計画」という文書が作成されている。経営環境の把握・分析結果を踏まえ、理念や保育方針を具現化するものが中・長期計画であるが、事業が効果的に実施できる内容にまで至っていないため、さらなる計画内容の検討をされたい。			
Ⅰ-3-（１）-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ⑥ ・ c	
<コメント> 単年度の事業計画は、一部数値目標や具体的な成果の記載も見られるが、中長期計画を反映させた内容となるよう、中長期計画と連動した事業計画を作成されたい。また、事業計画の実施状況の評価（期中の進捗確認評価、期末の最終評価等）が行えるよう、明確な数値目標の設定が求められる。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 10月に、事業計画の振返りと今後の取組みについてのアンケートを、正規職員に向けて実施している。11月に事業計画の実施状況を職員で話し合い、次年度の事業計画を策定している。理事会での承認後、職員会議で周知している。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉡ ・ c
<コメント> 事業計画の主な内容が配付され、4月の保護者会やクラス懇談会で行事計画を中心に説明している。保護者アンケートでは、「事業計画についてわかりやすく説明があったか」の設問に30%の保護者が「どちらともいえない」と回答しているため、周知の方法を工夫されたい。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 第三者評価は初めての受審となる。保育の質の向上に向けた取組みは、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」と「自己評価チェックリスト 保育士用」を用い、職員個々で行なっている。事業所全体の保育の質の向上という点では、第三者評価の評価基準を用いて毎年自己評価を実施するなど、更なるバージョンアップが期待できる。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉡ ・ c
<コメント> 評価結果について分析した内容や課題が文書化されておらず、改善計画策定までには至っていない。全体の保育の質の向上に向け、第三者評価の結果が活かされるよう、改善計画の作成では、責任者（誰が？）、期限（いつまでに？）、実施方法（何をやる？）を明確にし、改善につなげていただきたい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a ・ b ・ c	
<コメント> 園長の役割と責任については、「就業規則」の中の「職員の職務分担 役割分担表」に明記され、園長が4月に職員に表明している。保護者に向けては、年2回行われる保護者会で伝えている。不在時の権限委任は「消防計画」の業務分担に明記されている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ b ・ c	
<コメント> 遵守すべき法令等は、市からメール等で通知される。また、「名古屋市の保育」や「名古屋市の民間保育所等に関する施策の概要」にも記載されている。これらを使って、職員に周知をしてる。パート職員にも回覧し、回覧後はチェックにより周知状況を確認している。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a ・ b ・ c	
<コメント> 「自然への好奇心が、創造する力・生きる力を育みます」という法人の保育についての考えを実践できるよう、保育の質の向上に向けて取り組んでいる。利用者（子ども、保護者）や職員の満足度の把握については確認できなかった。今後の取組を期待したい。また、研修については、名古屋保育士会への研修参加や園内研修会も積極的に行なっている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ b ・ c	
<コメント> 財務の面では、改築に伴っての返済が計画通りに進められるよう、予算執行や非常勤職員の採用に反映させている。労務面では、連続して休むことや本人の事情を踏まえた勤務表を作成し、会議の時間の効率化等、経営の改善や業務の実効性を高める取組を推進している。今後は、さらに特定の職員に負担が偏らないよう業務改善を行い、有給休暇が取得しやすく、時間外労働が軽減されるような取組を期待したい。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果			
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<コメント> 人材の確保は理事長、事務局長、園長で行い、養成校への訪問や就職フェアに参加している。人材の定着は、業務中に職員の誕生会としてお茶会を開催し、園長からの短歌や花束等をプレゼントしている。また、自主参加ではあるが、職員交流会を行い、職員の親睦を深めている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ② ・ c	
<コメント> 年2回、職場の課題や仕事に対しての意向を全職員に聴取するためアンケートを実施し、理事長、事務局長と面談をしている。総合的な人事管理は期待する職員像の明確化、目標管理制度を含めた職員の育成、自らの将来を描くことができるキャリアパス、民主的な人事考課制度等が一体的に運営されることが適切とされているため、今後の人事管理の取組みに期待したい。			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> 時間外労働は、職員一人あたり13時間を超えないよう、年次有給休暇は、7日は取得できるようにしている。福利厚生として、病気休暇90日を有給で取得できるよう整備していく予定である。職員の誕生会や職員交流会を実施している。相談窓口については相談しやすい工夫をすることや、業務改善を行って時間外労働の削減に努め、年次有給休暇を取得しやすくすること等が、働きやすい職場に向けての課題となる。			
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> 年2回園長と面談を行い、目標管理を実施している。「期待する職員像」は、「明星会職員としての心構え」に明記されている。ただ、保育理念、保育基本方針、中長期計画、事業計画実現のための職員一人ひとりの目標となっているか、また、目標項目、目標水準、目標期限が明確になっているか、という点で改善の余地がある。職員育成を目的とした、目標管理の仕組みを検討されたい。			
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> 園内研修の内容を検討し、外部研修と併せて研修計画を策定し、研修が進められている。職員研修計画に関しては、職員各自の課題と参加研修が明確になっているものは確認できなかった。保育園が必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標が個々に明記された研修計画も検討されたい。			
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	①	・ b ・ c
<コメント> 日常的に、園長や主任が経験の浅い職員にOJTを行なっている。また、オンライン研修も含めて研修を実施している。時間的に、日中の集合研修等に参加しにくい非正規職員には、伝達研修やパート会議で研修を行うなどの配慮がある。直近では、食育についての研修を実施した。			
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> コロナ禍以降、実習生の受入れが再開されたが、今年度は学生の側の都合で保育実習生の受入れに至っていない。実習指導者に対する研修や実習生受入れのマニュアルの整備なども、今後の取組みとして期待したい。			

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉞ ・ c	
<コメント> ホームページには理念、保育方針、保育の内容が公開されている。また、地域の子育て家庭向けの「ぴよぴよ広場」の「お知らせ」は、ホームページだけでなく、区役所にも設置している。事業計画、事業報告、予算、決算、第三者評価の受審結果、苦情・相談の状況は公開されていないため、今後、公表ルール等を検討していただきたい。			
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉠ ・ b ・ c	
<コメント> 事務、経理、取引等に関するルールは、「経理規程」に定められている。小口現金は10万円以内となっており、購入時には「伝票」で承認を得る仕組みとなっている。また、チャイルド社の会計システムを利用しており、担当者から会計の処理などのアドバイスを受けることができる。			

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a ・ ㉔ ・ c	
＜コメント＞ 保育方針の中に、地域との関わりの基本的な考え方が記載されている。片平学区子育て支援ネットワーク連絡会を中心に地域連携を図っており、独居の高齢者との交流や連絡会主催の「A S O B E（あそべ）」というイベントに参加している。地域との関わり方についてのマニュアルがないため、整備することを期待したい。			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ㉔ ・ c	
＜コメント＞ 小学校区の幼保小懇談会が開催され、架け橋期の子どもたちである小学校1年生の子どもや、保育園の年長の子どもの状況を共有している。ボランティアの受入れについては実施されていない。ボランティア受け入れマニュアルや学校教育の協力についてのマニュアルを作成されたい。			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	㉔ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 地域で配布されているチラシ等は掲示され、社会資源として明確化している。区の園長会や名古屋市幼児教育研究協議会、南部地域療育センターそよ風と連携を図っている。要保護児童対策についても、必要に応じて連絡を取り合っている。			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	㉔ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 片平学区子育て支援ネットワーク連絡会に参加し、会員同士が意見交換をする中で、地域の具体的な福祉ニーズの把握に取り組んでいる。また、園舎改築の際、工事や駐車場の借用等について地域と意見交換や説明を行い、そこでつながりを持った地域住民から様々な意見を得ている。			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ㉔ ・ c	
＜コメント＞ 園舎完成後の見学会や太鼓の発表会、卒園児の同窓会を行い、「ここがふるさとなるように」という思いから、地域住民との交流を行なっている。今後は、保育のノウハウを地域に還元できるような取組みを期待したい。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 毎年4月の会議で、基本的な保育の方針（生命力あふれる豊かな人間性を育む）についての話をし、会議に出られない職員のためにも時間を設け、職員皆が話を聞く場が設けられている。日々の保育でも毎朝の朝礼を行い、共通理解に努めている。園の方向性は、保護者にも機会あるごとに説明している。			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ プライバシー保護に関するマニュアル、虐待防止マニュアルなども作成され、職員間で共通理解されている。また、研修等にも積極的に参加し、参加内容を全ての職員間で共通理解できるような仕組みも工夫されている。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ ホームページを月に1回更新し、園の情報や保育内容について分かりやすく公開している。入園希望者には、その都度、保護者一人ひとりに個別で対応している。保護者アンケートからも、一つひとつの対応について園の丁寧な対応がうかがえる。			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 保育の開始・変更時に必要な情報は、「重要事項説明書」に明記し、それに基づいて説明を行い、保護者の同意を得ている。また、保育内容の変更については、毎月の「園だより」やホームページで丁寧に知らせている。			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ② ・ c	
＜コメント＞ 保育所の変更等が生じた場合、保育の継続性に配慮した対応を行っているが、マニュアルなどは作成されていない。いつ・誰でも・同じような対応が可能となるよう、転園や退園に対応するためのマニュアル等が作成される事を期待したい。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 大きな行事ごとに、また年度末に保護者アンケートを行っている。個別懇談会を行い、保護者の意見を汲み取る努力をしている。2ヶ月に1度、職員が保護者会に出席し、利用者満足の度合いを把握している。日々の送迎時のコミュニケーションを大切に、利用者の意見に耳を傾けて改善に努めている。			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 保護者等からの意見や相談を受け付ける相談窓口を設置している。利用者が意見を伝える場合には、職員を限定せずにＴＰＯに合わせて相談者を選べる仕組みがある。また、直接意見を伝えられない保護者に対して、意見箱の設置がある。			

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<コメント> 相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外にも、苦情や要望等の複数の相談方法や相談相手があり、気兼ねなく相談や意見を述べる事ができる事を「重要事項説明書」でも知らせている。また、玄関ホールにも記載されており、いつでも利用者が分かる仕組みとなっている。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ② ・ c
<コメント> 相談や意見に対して丁寧に対応しているが、苦情に限らず意見や提案への対応マニュアルは作成されていない。今後、苦情や意見、相談を受けた際の記録の方法や報告の手順等を定めたマニュアルを作成し、適切な対応と迅速な利用者へのフィードバックが実施されることを望みたい。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ③ ・ c
<コメント> 危機管理チームが作られ、安全な環境づくりについて話し合っている。事故発生時には事故報告を行い、同じ事故を起こさないような体制がとられているが、ヒヤリハットの様に未然に事故を防ぐシステムが構築されていない。小さなヒヤリハットを沢山あげ、報告し合うことで事故につながらない仕組みづくりを期待したい。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	④ ・ b ・ c
<コメント> 感染症が発生した場合にはクラス単位で掲示し、迅速に保護者と共有する仕組みがある。また、「保健だよ」等で予防を呼びかけたりしている。月1回行われる危機管理チームの研修では、感染予防に関する勉強会も実施している。「感染症マニュアル」も作成されており、職員間で安全確保に努める姿勢がみられる。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ⑤ ・ c
<コメント> 年間計画を立て、様々な設定の下で避難訓練を行い、万一の災害に備えている。「きずなネット」に登録し、災害時の安否確認がスムーズにできる仕組みも構築している。しかし、BCP（事業継続計画）は策定されていない。今後の災害に備え、災害発生時だけでなく、その後の対応を明文化したBCPの策定が望まれる。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ b ・ c
<コメント> 標準的な保育の実施方法が文書化され、それに基づいたサービスを実施している。標準的な保育の実施方法に添って、年度始めには職員研修も行っている。全職員周知と理解に努めようとする姿勢がみられる。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ② ・ c
<コメント> 標準的な実施方法についての見直しは、法人で決められて行われているが、時期については特に定められていない。定期的に見直しができるよう、時期についても追記されることが望まれる。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 子ども一人ひとりに対してアセスメントを行い、それに基づいて面接を実施し、指導計画等に反映させて保育が行われている。アレルギー児等、配慮が必要となるケースでは、個別に配慮している。法人内で活用できる機能を活かし、子どもの最善の利益につなげる仕組みが構築されている。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉗ ・ c
<コメント> 定期的に指導計画の見直しを行う仕組みがある。それを全職員で共通理解する仕組みも確認できたが、緊急の変更についての仕組みは整備されていない。緊急の変更についても、適切に対応できる仕組みづくりを期待したい。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉘ ・ b ・ c
<コメント> 保育の実施状況については、園で決められた様式を使用して記録を作成し、職員間で情報共有できる仕組みが作られている。職員会では、職員間で共有すべき情報を伝達し、参加できない職員にも回覧して情報の共有に努めている。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉙ ・ c
<コメント> USBメモリーは家庭に持ち帰らないルールがある。カメラは園の物を使用し、職員の個人所有物は使用していない。個人情報についても、職員に守秘義務等の同意書を取って管理している。しかし、紙ベースの書類については、時間内に終わらずに持ち帰っているケースがあり、それが黙認されている。記録の管理面において、その点が改善されることを望みたい。			

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成			
	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	①・b・c
＜コメント＞ 保育の全体的な計画の見直しは各クラス担任、園長、主任、副主任が定期的に話し合う場を設けており、多くの職員が作成に参画している。コロナ禍で地域との交流を自粛していたが、コロナ禍が明け、「ぴよぴよ広場」等の交流も最近は積極的に行われており、可能な限りの努力がみられる。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①・b・c
＜コメント＞ 月1回の遊具の安全点検や玩具の消毒等、子どもの安全に配慮した取組みを行っている。子どもたちが心地良く過ごせるよう、ゆっくりくつろげる場所を用意し、食事と睡眠のスペースの確保等にも配慮した環境が整備されている。また、発達段階に応じた遊びの場所にも工夫があり、園庭では子どもたちが伸び伸びと体を動かす事ができる。			
	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	①・b・c
＜コメント＞ 人権研修に参加し、子ども一人ひとりを肯定的に捉え、職員の方から寄り添うように心掛けている。また、研修で得た知識を研修報告等で他職員とも共有する仕組みもできており、全職員が共通して人権を意識した保育に取り組んでいる。			
	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	①・b・c
＜コメント＞ 子ども一人ひとりの発達段階を把握し、基本的な生活習慣が身に付くように個々に合わせた援助を行っている。また、随所にイラストがあり、子どもが適切に動くための順番や場所が分かりやすく掲載されている。子どもが自ら取り組み、習得していけるような取組みが実践されている。			
	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	①・b・c
＜コメント＞ お店屋さんごっこや太鼓演技を他クラスに発表する場を設け、子どもが主体的に活動し、共同的に行う体験をしている。戸外でも好きな遊びができるよう、環境が整えられている。また、近隣には公園がいくつもあり、散歩を通して交通ルールを学んだり、自然に触れたりできるような時間も確保されている。			
	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	①・b・c
＜コメント＞ 緩やかな担当制を取り入れ、子ども一人ひとりに合わせた家庭的な保育を実践している。離乳食等の進め方を保護者と相談し、寄り添いながら保育をしている。送迎時の会話や「連絡帳」で保護者と連携を図り、必要に応じて個別の指導計画や子どもの関わり方に反映させている。			
	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	①・b・c
＜コメント＞ 年間指導計画から、デイリー、月案等を作成している。個別の指導計画も詳細に書かれており、子ども一人ひとりに援助を行うことが徹底されている。未満児であっても、一人ひとりと丁寧に向き合い、尊重する姿勢がみられる。生活空間を遊び・生活・午睡に区分し、生活機能に応じた快適な生活空間が保たれるようにしている。			

	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもが主体的に遊びを展開できるように、年齢に応じた環境作りに配慮している。また、保護者にも「園だより」や「クラスだより」等の紙面だけでなく、保育の様子をビデオに撮って保護者に鑑賞してもらう機会が設けられている。			
	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<コメント> 玄関にスロープを設けるなど、障害を持つ子どもに対する環境整備にも配慮が見られる。また、月に1度の個別指導計画も丁寧に作成され、担任・加配保育士が連携して十分な情報共有と共通理解がある。職員は、障害保育に対する意識を高く持っている。			
	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ b ・ c
<コメント> 長い時間の保育の子どもに対しては、気分転換ができるように遊戯室で体を動かしたり、保育室でゆったり遊べるよう玩具を調整している。引継ぎミスがないよう、連絡帳を使うなどして、長時間保育の担当職員からでなく、可能な限り担任から保護者に伝える様にしている。			
	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ② ・ c
<コメント> 保護者懇談会で、小学校生活に見通しが持てるよう保護者に伝えている。子どもの体験入学等を通し、子どもが小学校へ行く機会があったが、コロナ禍以降は実際に小学校へ行き、見学をする機会はなくなっている。今年度から再開される可能性もある。			
A-1-(3) 健康管理			
	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ b ・ c
<コメント> SIDS（乳幼児突然死症候群）に関しては、入園時に詳細な説明を行って同意書を取るなど、二重で事故防止に心掛けている。保健計画も作成しており、日々の保育でも健康状態の把握等に努める姿勢がみられる。			
	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<コメント> 健康診断で実施された内科・歯科・看護師による視力検査の結果は、それぞれの結果が子ども個々にまとめられて記録されている。また、保護者全員に書面で知らせ、異常が認められたり治療が必要なケースは、通院治療を促している。			
	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<コメント> アレルギー児への対応としては、医師の診断書に基づき、保護者・調理員・担任・園長・主任での話し合いを行い、アレルギー除去食の提供を行っている。また、アレルギーに関する研修にも積極的に参加し、園全体でアレルギー疾患や慢性疾患に対する知識や対応方法を共有している。保護者に対しては、「園だより」でアレルギー児への対応を伝えている。			
A-1-(4) 食育、食の安全			
	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<コメント> 毎月「食育の日」を設け、ゲーム感覚で食育を楽しむ工夫をしている。また、食事量は子ども自身に決めさせるなど、個人差にも配慮がみられる。食器（皿等）はユニバーサルプレートを使用し、小さい子どもでも食べこぼしが少なくなるような工夫がみられる。乳幼児期から、食に興味を持てる環境が随所に散りばめられている。			

	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 調理員自らが子どもたちに栄養素の話をする機会があり、子どもたちが食に対して安心感が持てるような仕組みが作られている。「衛生管理マニュアル」に基づき、日々の給食提供の衛生管理を徹底している。			

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-（１） 家庭と綿密な連携			
A-2-（１）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		保62	① ・ b ・ c
<コメント> 日々の様子の保護者との情報交換は、未満児は連絡帳を通して毎日行い、幼児も必要に応じて連絡帳で保護者との連携を密に取っている。また、きずなネットを利用し、急遽の変更等にも対応できるようなシステムを構築している。更に定期的なドキュメンテーション（保育活動の見える化）や動画視聴等、保護者が日常の保育を目で見る機会も設けられている。			
A-2-（２） 保護者の支援			
A-2-（２）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		保63	① ・ b ・ c
<コメント> 送迎時に保護者とのコミュニケーションを図り、相談や悩みを聞き取るようにしている。相談事に対しては、担任だけでなく、保護者の了承の下に、全職員で情報を共有して改善できるように取り組む姿勢がみられる。			
A-2-（２）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		保64	a ・ ② ・ c
<コメント> 「虐待対応マニュアル」が整備されている。虐待等の権利侵害が疑われる時は、職員間で情報を共通し、区の民生子ども課や児童相談所と連携するシステムができている。「虐待防止マニュアル」については作成途中である。全職員が保護者との日頃の会話の中で、何らかの困難を抱えている状況を察知した場合、虐待等の予防に努められるよう、早期にマニュアルが作成されることを望みたい。			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㊦ ・ c
＜コメント＞ 月案などで保育に関する自己評価・反省等は細かく行われている。また、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」や「自己評価チェックリスト 保育士用」も活用されている。これらが職員個々の振り返りには役立っているが、集計・分析して園全体の評価へと進めるには至っていない。			